

沖縄県企業局における事後審査型総合評価一般競争入札の試行に関する取扱い

平成 25 年 1 月 21 日
企業 総 第 1202 号

沖縄県企業局発注の建設工事に係る総合評価一般競争入札試行要領（平成 20 年 2 月 19 日企業 総 第 1685 号、以下「試行要領」という。）及び沖縄県企業局発注の建設工事に係る施工体制確認型総合評価一般競争入札試行要領（平成 20 年 2 月 19 日企業 総 第 1686 号、以下「施工体制要領」）に基づき、電子入札システムにより実施する総合評価一般競争入札のうち、入札参加資格審査を開札後に行う方式（以下、「事後審査型」という。）を試行するにあたり、要領に定めるもののほか、手続きに関し必要な事項を下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 対象工事

契約担当者は、一般競争入札参加資格委員会（「沖縄県企業局一般競争入札参加資格委員会設置要領」に基づく。以下「資格委員会」という。）において、事後審査型総合評価一般競争入札を行う工事として決定したものについて、入札を実施するものとする。

2 入札の公告

契約担当者は、入札の公告に当たっては、当該入札が競争参加資格審査を入札執行後にを行う方式であること及び電子入札案件であることを、入札公告にて周知するものとする。

3 入札の参加申請

事後審査型総合評価一般競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（簡易型においては別記様式 4 に係る補足資料を必要に応じ提出する。）（以下、「申請書等」という。）を、原則、持参により監督課（所）長へ提出するものとする。

※申請書等の記載内容を証明するため提出する「証明資料」については、開札後、落札候補者とされた者のみ後日、指示に基づき提出すること。

4 入札参加申請書の受付通知

契約担当者は、当該工事を所轄する主務課又は事務所（公告に記載する提出場所）において申請書等を紙で受け付けた場合は、申請書等に受領した旨の印を押印した上で、その写しを申請者へ交付するものとする。

5 共同企業体資格審査申請書等の提出

沖縄県企業局特定建設工事共同企業体取扱要領に基づき、特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）を対象とする建設工事の場合は、公告に示す「特定建設工事共

同企業体資格審査申請書」に「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」を添付し、資格確認申請書の提出期限日までに公告に示す提出場所に持参し、提出しなければならない。

6 入札保証金の納付

沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第100条の規定により、入札保証金を納めなければならない工事については、「沖縄県企業局建設工事における入札保証に関する取扱要領（平成23年4月1日、企業総第336号）に基づき、入札参加申請者は、入札締切日までに入札保証金を納めなければならない。契約担当者は、入札保証金の納付について詳細を公告にて周知するものとする。

7 評価作業

3により申請書等の提出を受けた監督課（所）長は、速やかに落札者決定基準に基づき技術力の評価を行い、技術審査会の審査・評価を経て、各申請者の得点を仮決定するものとする。なお、申請者毎の得点については、開札予定日時までに電子入札システムへ登録するものとする。

8 入札書の提出

電子入札による入札参加者は、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を入札書受付締切予定日時までに、時間的な余裕を持って提出しなければならない。

また、紙入札による入札参加者は、工事費内訳書を電子入札システムによる受付締切予定日時までに、また、入札書を開札予定日時までに発注機関の指定する場所に提出するものとする。

9 落札決定の保留

契約担当者（入札執行者）は、試行要領に基づき、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上で有効な入札を行った者がある場合は、その者の総合評価を行うとともに、評価値の最も高い者（以下、「最高評価値者」という。）について競争参加資格を審査するため、落札決定を保留し、その旨を事後審査通知書により入札参加者に通知するものとする。なお、紙で入札する者には、開札時に落札決定を保留する旨、口頭で伝えるものとする。

10 落札候補者の選定

契約担当者（入札執行者）は、有効な価格をもって入札を行った者のうち最高評価値者から順に、低入札調査基準価格以上で入札を行った者を3者確保できるまでの順位の者を落札候補者とする。

11 証明資料の提出

落札候補者は、競争参加資格を有することを証明（応募時に提出した申請書等の記載内容を証明）するため、「証明資料」を提出しなければならない。期限までに提出しない者

は競争参加資格がないものとする。(証明資料を提出する場合は、要領で定める別記様式10を表紙としてページを付して提出すること。)

契約担当者は、落札候補者に対して電子入札システムにおいて「落札候補者通知書」により証明資料の提出を依頼するものとする。ただし、紙で入札した者には証明資料の提出について別紙1により依頼するものとする。

12 施工体制の審査

落札候補者のうち、その入札に係る価格が低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格に満たない者（以下「低入札者」という。）については、どのような施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上に繋がるかを審査するため、開札後、速やかに別紙2により追加資料の提出を依頼し、当該資料の提出を受けた上でヒアリングを実施する。

低入札者への連絡は、遅くとも開札日の翌日までに行うものとし、追加資料の提出期限は連絡日の翌日から起算し2日後（土日、祝祭日を除く。）とする。

なお、ヒアリングの日時については、追加資料の提出者へ追って連絡することとし、その実施にあたっては、出席者の中に配置予定技術者を必ず含めた上で資料の説明が可能な者は合わせて最大2名以内とする。

13 競争参加資格の事後審査

(1) 当該工事を所轄する主務課長及び事務所長は、10の規定により落札候補とした者のうち最高評価値者から順に、競争参加資格の事後審査を行い、資格を有する適格者が確認できた時点で、次順位以降の者の競争参加資格の審査は行わないものとする。

なお、最高評価値者が2者以上いる場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を定め、上位の者から順に事後審査を行うものとする。

(2) (1)の競争参加資格確認の事後審査の結果、最高評価値者が競争参加資格を有しないものであると認められた場合や資料の不備等により評価値の減点があり次順位の者と順位を入れ替わった場合は、次順位の者を最高評価値者として競争参加資格を審査するものとし、最高評価値者において当該工事の競争参加資格を有する適格者が確認できるまで順次、これを行うものとする。

なお、事後審査の結果、当初選定した落札候補者の全員が競争参加資格を満たしていないことを確認した場合や資料の不備等により評価値の減点があり、当初の落札候補者以外の者が最高評価値者となった場合、当該最高評価値者を落札候補者として事後審査を行う。

(3) 当該審査における資格の有無の確認は、「証明資料」の提出期限日をもって行うものとする。

(4) 当該審査における競争参加資格の有無の確認結果については、資格委員会の審議を経るものとする。

(5) 落札候補者としたものの事後審査を実施しなかった者に対しては、資格審査を行わなかった旨通知するものとする。

14 落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定

(1) 契約担当者は、13に定める競争参加資格の審査の結果、最高評価値者が競争参加資格を有する適格者であると認めた場合は、落札者として決定し、落札者及び他の入札参加者に通知するものとする。

ただし、落札候補者のうち競争参加資格がないと認めた者がいる場合においては、苦情申し立ての期間を確保し、競争参加資格のない者のした入札が無効と確定するまで、資格を有する適格者への落札決定の通知は延期するものとし、落札決定を再度保留する旨、入札参加者に通知するものとする。

なお、資格が確認された適格者への資格確認結果の通知は、落札決定通知をもってこれに代えるものとする。

(2) 契約担当者は、落札候補者に競争参加資格がないと認めた場合は、その者のした入札を無効とした上で、当該落札候補者に対して一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）により、競争参加資格がない理由を付して通知するものとする。

15 競争参加資格がない者に対する理由の説明等

(1) 契約担当者は、競争参加資格がない者に対して、資格がないと認めた理由を付すとともに、当該通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内にその理由について説明を求めることができる旨、併せて通知する。

(2) 競争参加資格がない者がその理由について説明を求める場合は、契約担当者に対し書面により提出するものとし、郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けないものとする。

(3) 契約担当者は、説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、苦情処理要領に定める書面をもって回答するものとする。

(4) 契約担当者は、(3)の回答において、入札参加資格がないと認めた理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

(5) 契約担当者は、競争参加資格がないと通知した者に入札参加資格があると認められるときは、(3)の回答と併せ、資格委員会の審議を経て、落札決定の通知をするものとする。

16 その他

この取扱いに定めるもののほか、事後審査型総合評価一般競争入札の試行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

別紙1 (FAX送信票)

平成 年 月 日

証明資料の提出について

商号又は名称 殿
(FAX: 098-〇〇〇-〇〇〇〇)

下記工事について、開札の結果、落札候補者となりましたので、競争参加資格の有無を確認するため、応募時に提出した競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の記載内容を証明する「証明資料」を下記のとおり提出してください。

※「証明資料」とは、以下の様式等をいう。

公告に添付された競争参加資格確認申請書（別記様式1-1、1-2又は1-3）及び競争参加資格確認資料（別記様式2～9）により、提出が必要とされた書類（提出にあたっては、別記様式10を表紙として、ページを付したうえで提出願います。）

記

工 事 名	
入 札 公 告 日	平 成 年 月 日
証 明 資 料 の 提 出 期 限	平 成 年 月 日 (曜日) 17時まで
証 明 資 料 の 提 出 先	住 所： 担当部署名： 担当者名： 連絡先(電話番号)：
証 明 資 料 の 提 出 方 法	直接持参
証 明 資 料 の 提 出 部 数	部

担当：沖縄県企業局〇〇〇課 (〇〇〇事務所)
〇〇〇班 (氏名)
住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇〇〇
TEL：098-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX：098-〇〇〇-〇〇〇〇

※このFAXを受信しましたら、至急、会社名・代表者名・担当者名を下記に記入し、この連絡票をFAX(宛先:098-〇〇〇-〇〇〇〇)にて返信してください。(送信票不要)

会 社 名：

代 表 者 名：

担 当 者 名：

平成 年 月 日

FAX送信表

FAX:

件名:

平成 年 月 日に開札した上記工事について、貴社の入札額が低入札調査基準価格を下回りましたので、「追加資料の提出」及び「ヒアリング」について、下記のとおりお知らせします。

記

1. 追加資料

(1) 提出期限: 平成 年 月 日 () 17:00まで

(2) 提出先: 沖縄県企業局○○○○課(事務所)

(3) 提出部数: 原本1部

(4) 様式等: 沖縄県土木建築部技術管理課ホームページより

「公共工事の品質確保」→「総合評価方式関係 様式はこれら」参照

※提出期限を過ぎた場合、または全ての資料が揃っていない場合は、資料は受理できません。

また、一度提出された資料の差し替え及び再提出も認めません。

2. ヒアリング

日時: 平成○年○月○日 () ○時 場所: ○○課 ※ヒアリング日時は追って連絡します。

3. 追加資料の提出及びヒアリングを辞退する場合

「追加資料提出辞退届」を持参又は郵送により総務企画課へ提出してください。

様式は、沖縄県企業局ホームページ→公募・入札関連→例規集・様式集に掲載しています。

また、この場合、別途通知済みの「落札候補者通知書」に基づく証明資料の提出の必要はありません。

※このFAXを受信しましたら、至急、会社名・代表者名・担当者名を記入して、この連絡票を下記へFAXにて返信ください。(送信表不要)

会社名:

代表者名:

担当者名:

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

担当: 沖縄県企業局総務企画課

FAX: 098-866-2819

TEL: 098-866-2803

ヒアリング及び追加資料提出辞退届

件 名

上記について追加資料提出及びヒアリングについて通知を受けました
が、都合により辞退します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名 印

沖縄県企業局長

殿